

土砂災害対策

土砂災害とは？

土砂災害は、台風、大雨、地震などにより発生しやすくなります。斜面の地表に近い部分が雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然崩れ落ちる「崖崩れ」、山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨等によって一気に下流へと押し流される「土石流」、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する「地滑り」があります。また、土砂災害が発生する前には、さまざまな前兆現象が起こります。

土砂災害の前兆・種類

崖崩れ



土石流



地滑り



土砂災害危険箇所について

土砂災害防止法に基づき群馬県が計画的に基礎調査を実施して、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」の指定および見直しを行っています。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域です。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域です。

崖崩れ（急傾斜地の崩壊）



土石流



地滑り



雪害対策

大雪対策

大雪災害が発生した場合には公助だけでは対応が困難なことから、自助・共助での取り組みが非常に重要になります。まずは、家庭内や地域で大雪時の対応について話し合い、あらかじめ大雪に備えましょう。



車で外出する場合の備え

運転中に吹雪や地吹雪等により視界が悪くなったり視界が真っ白になり何も見えない状況（ホワイトアウト）になった場合は、早めに停車帯やコンビニエンスストアなどへ移動しましょう。雪道を運転する際には、スコップやバッテリーのブースターケーブル、スタック時のための牽引用ロープの他、事故などにより車に閉じ込められる場合に備え、防寒用のブランケットなども入れておくと安心です。車内で救助を待つときには、マフラー周辺に雪が積もったままエンジンをかけると、排気ガスが車の中に入り一酸化炭素中毒の危険性が生じるので、原則エンジンを切りましょう。

路面凍結に注意

信号交差点

信号交差点のある箇所では、車が発進や停止を繰り返すことで、圧雪や凍結路面が摩擦熱で解けて、タイヤとの間に水滴ができるため、路面が非常に滑りやすくなることがあります。

橋梁（橋げた）

橋梁区間では、ほかの区間と異なり夜間には橋の下からも熱が奪われる所以、路面の温度が低下しやすく、他の路面が凍っていない中でも橋の上だけは凍結していることがあります。

トンネルなどの出入口

トンネルなどの出入口は日陰になることが多い、局所的に路面が凍結している場合があります。周囲が雪景色の場合には、トンネルの中と外での明るさが極端に異なることで状況が見えにくくなることを踏まえ、トンネル出入口付近での突然の路面変化に備え、走行には注意しましょう。

大雪が降った場合

除雪作業の注意点

雪かきスコップなどの除雪用具を用意しましょう。また、作業中は転倒や屋根雪の落下に注意しましょう。住民の皆さんには、自助・共助の精神に基づき自宅付近の除雪を行うなど通行の確保、孤立・閉じ込め状況の解消に協力してください。ただし、個人敷地内も含め、除雪した雪は事故やケガの元になりますので道路に出さないでください。

備蓄をしましょう

積雪により外出できなくなる場合に備え、水（1人1日3リットルが目安）、食料、灯油等の備蓄を確認しましょう。特別な非常食に限らず、普段から購入しているものを少し多く買い置きすることで十分です。（最低3日分・推奨7日分）



落雪に注意しましょう

屋根の雪が解け始めると、**大きなたまりになって落下する場合があり大変危険です**。可能な限り屋根の雪を下ろすか、下に物を置かないようにしたり、通行者に注意を呼び掛ける表示をしましょう。歩行等通行中は足元に注意するとともに、頭上にも十分注意してください。



外出は控えましょう

積雪時には不要不急の外出は極力控えてください。自動車等により雪が踏み固められると除雪が遅れ、交通障害の原因となります。

地域で助け合いましょう

近所にひとり暮らしの高齢者や障がいのある方がいる場合は、地域で協力して助け合いましょう。



高齢者・要援護者の皆様へ

支援制度をご活用ください

●除雪支援

みなかみ町では、労力的かつ経済的に自力で除雪等が困難で在宅での日常生活に支障のある高齢者や要援護者の冬期間の安全な暮らしを確保するため、屋根の雪下ろし等にかかった費用の一部を助成します。

■助成を申請できる期間

- ・12月から3月まで

■助成を利用できる世帯

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

- ・80歳以上の高齢者のみの世帯

- ・身体障害1級または2級に該当する方のみの世帯

※ただし、町民税所得割の課税世帯、親族等から同等の支援を受けられる世帯、集合住宅にお住まいの世帯等は対象外

■補助率

- ・2/3（上限40,000円）令和5年度は上限50,000円を予定

※内容が変更となる場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

みなかみ町 町民福祉課 高齢介護係
電話：0278-62-2280（直通）

●雪下ろし命綱固定アンカー設置補助金

屋根の雪下ろし時の転落事故を未然に防ぐため、命綱固定アンカー設置に要する経費の一部を補助します。

■一般世帯

- ・1/2以内（上限100,000円）

■要援護世帯

- ・2/3以内（上限150,000円）

※町内に住民登録をしている方、または予定している方で、雪下ろしの安全対策がされていない住宅等が対象となります。



みなかみ町 総務課 危機管理室
電話：0278-25-5002（直通）